

## 第4章 都市づくりの方針

第3章に示す都市づくりの目標に基づき、土地利用、市街地整備、都市施設整備等、都市防災、都市景観形成の5つの部門別に、都市づくりの方針を定めます。

都市づくりの方針は、各部門の基本的な考え方を示す「基本方針」とその考え方を具体的に示した「個別方針」で構成しています。

部門	個別方針
1. 土地利用の方針 ＜基本方針／個別方針＞	(1) 南部市街地 ①住宅地   ②商業地   ③複合地   ④配慮する事項 (2) 市街地周辺緑地 (3) 北部地域 ①集落・農業振興地域   ②自然緑地地域 <b>■土地利用方針図</b>
2. 市街地整備の方針 ＜基本方針／個別方針＞	(1) 既成市街地 (2) 新市街地
3. 都市施設整備等の方針 ＜基本方針／個別方針＞	(1) 道路・交通 ①道路          ②歩行者・自転車通行空間   ③鉄道・バス施設 ④駅前広場   ⑤駐車場 (2) 公園・緑地 ①都市公園   ②都市緑地   ③生産緑地 (3) 河川・ため池 ①河川          ②ため池 (4) 上下水道など ①上水道   ②下水道   ③その他 (5) その他の都市施設など ①ごみ処理施設など   ②火葬場・墓園   ③砂防施設
4. 都市防災の方針 ＜基本方針／個別方針＞	(1) 災害に強い都市構造の形成 ①都市防災拠点の整備   ②避難地・避難所の計画的な整備 ③緊急輸送路の整備・充実 (2) 安全な市街地の形成 ①建築物など   ②避難路・避難空間   ③市街地内のオープンスペース (3) 安全な都市施設などの整備 ①交通施設   ②公園・緑地   ③河川・水路   ④公衆衛生関連施設 ⑤消防水利施設 (4) 協働による防災・減災の取組
5. 都市景観形成の方針 ＜基本方針／個別方針＞	(1) 骨格要素の景観形成 (2) 市街地の景観形成 ①拠点・核   ②鉄道・幹線道路   ③特徴あるゾーン (3) 北部地域の景観形成 (4) その他

# 1. 土地利用の方針

## <基本方針>

- (1) 土地利用の基本構成（南部市街地、市街地周辺緑地、北部地域）との整合性に配慮
- (2) 南部市街地では、コンパクトで持続可能なまちづくりを推進する土地利用
  - ①住宅地の魅力の継承、住民主体のエリアマネジメントの推進
  - ②鉄道駅を中心に地域特性に応じた都市機能の誘導や市街地の形成
  - ③産業の維持と住環境との調和
  - ④特徴を生かした市街地の形成
- (3) 市街地周辺緑地では、緑地の保全・活用
- (4) 北部地域では、自然環境と田園環境の保全・活用
  - ①地域資源を生かしたまちづくりの推進
  - ②諸制度の活用による自然環境の保全

## <個別方針>

### ○基本方針と個別方針の関連

基本方針	個別方針（●：関連）		
	(1) 南部市街地	(2) 市街地 周辺緑地	(3) 北部地域
(1) 土地利用の基本構成（南部市街地、市街地周辺緑地、北部地域）との整合性に配慮	●	●	●
(2) 南部市街地では、コンパクトで持続可能なまちづくりを推進する土地利用	●		
(3) 市街地周辺緑地では、緑地の保全・活用		●	
(4) 北部地域では、自然環境と田園環境の保全・活用			●

### (1) 南部市街地

#### ①住宅地

- ・豊かな自然に囲まれた閑静な住宅地、阪神間モダニズム文化の影響を受けて育まれてきた郊外住宅地、歴史・文化が漂う住宅地などの多様な住宅地の魅力が、本市の住宅都市としての宝塚ブランドを支えています。
- ・これら多様な住宅地の魅力を継承するとともに、利便性や快適性を向上させる機能の整備・誘導を図ります。
- ・緑地、河川、ランドマークとなる建築物、樹木や樹林などの多様な地域資源を保全・活用し、ゆとりとうるおいのある住環境を形成します。
- ・住宅地の地域特性を重視し、その魅力を継承するためには、住民が地域への愛着心を育み、良好な住環境を形成するための活動に取り組むことが必要であることから、住民主体のエリアマネジメントを促進します。
- ・計画的に開発された集合団地においては、開発規模に応じて整備された公園や集会所などの維持管理や新たな利活用を促進することで、良好な住環境の維持を図ります。
- ・良質な住宅ストックを継承するため、住宅の改修や新築にあたっては、耐震化やバリアフリー化

の支援や長期優良住宅の認定などを推進します。また、住宅地としての環境や魅力の低下を防ぐため、宝塚市空家等対策計画に基づく所有者への適正管理の啓発、危険空家の発生予防、空き家の有効活用（空き家バンク制度など）に取り組みます。

#### ア 低層住宅地

- ・南部市街地の約 1/2 を占め、山麓部に多くある低層住宅地は、住宅規模が比較的大きく、緑と調和するなど、本市の特徴となっています。
- ・これまで第 1 種低層住居専用地域の保持、高度地区や地区計画の指定、都市景観条例の適用、まちづくりルール of 制定などの取組が行われてきました。今後もこれらの諸制度を適切に活用し、住民意向を踏まえながら、必要に応じて見直しや充実を行うことで、良好な住環境の維持・充実を図ります。

#### イ 中高層住宅地

- ・中高層住宅地は、平野部と山麓部の一部に分布しており、旧集落地、区画整理事業地、計画的に開発された集合団地など、時代とともに多様な経緯、形態で形成されています。
- ・それぞれの地域の特性に応じ、住民意向を踏まえながら、地域地区の見直しやまちづくりルールの導入、都市基盤施設の整備、土地区画整理事業などの面的整備手法の誘導を検討します。
- ・駅周辺の中高層住宅地においては、地域拠点の形成に寄与するものとして、地域の特性に応じて、住宅と調和する都市機能の誘導、道路網の整備やバリアフリー化を推進します。

#### ウ 幹線沿道型住宅地

- ・幹線沿道型住宅地は、幹線道路と住宅地の緩衝帯として尼崎宝塚線、中山安倉線などの主要な幹線道路沿いにあります。
- ・後背部の住宅地の住環境に配慮するとともに、商業や業務施設などの沿道機能にも配慮した住宅地の形成を図ります。

### ②商業地

- ・鉄道駅を中心に住宅開発により市街地が拡大してきた南部市街地では、鉄道駅周辺や大規模住宅開発地の近隣センターなどにおいて、地域の特性に応じた都市機能が集積する多様な商業地を形成しています。
- ・これら各商業地の特性に応じた都市機能の誘導を図るとともに、利便性や快適性を向上させる機能の整備・誘導を図ります。
- ・商業地として維持・充実していくためには民間活力の活用が不可欠であることから、民間事業者をはじめとした多様な主体によるエリアマネジメントを促進します。

#### ア 中心市街地（JR・阪急宝塚駅から宝塚南口駅周辺エリア）

- ・中心市街地は、本市のにぎわいと魅力の中核となる商業、文化芸術、観光などの多種多様な施設と資源が集積し、鉄道各線と国道 176 号が交わる交通結節点となっています。また、武庫川や六甲・長尾山地からなる景観は、宝塚らしい特徴のある観光商業地の雰囲気醸し出しており、多くの人が来訪し、交流する拠点を形成しています。
- ・これらの特性を踏まえ、商業、文化芸術、観光などの都市機能、幹線道路や交通結節機能の維持・充実を図り、必要に応じて地域地区の見直しやまちづくりルールの導入を検討します。
- ・歌劇と温泉のまち、観光レクリエーションの拠点として培われてきた地域資源や武庫川の河川空間を生かした整備を行います。また、武庫川、花のみち、文化芸術センターなどの公共空間

の柔軟な利活用のための取組により、歩行者の回遊性や滞在性の向上を図り、新たな魅力づくりと都市型観光商業地としてのポテンシャルの向上に努めます。

- ・中心市街地を構成する商業地域や近隣商業地域の一部では、多くのマンションの立地が進行しています。中心市街地における商業機能への配慮と住環境の視点から、建築物などの規模・形態、敷地利用、低層部の用途、景観など、今後の地域のあり方を住民とともに検討していく必要があります。

#### イ 駅前商業地

- ・各鉄道駅周辺は、商業、文化芸術、観光、行政サービスなどの施設や住宅地や複合地などの後背圏の立地特性により、それぞれ異なった特性を有しています。
- ・これらの駅前商業地については、それぞれの特性を踏まえた都市機能や交通結節機能の維持・充実を図ります。

#### ウ 近隣型商業地

- ・大規模住宅開発地の近隣センターや商店街などの近隣型商業地は、買い物・医療・福祉・コミュニティなど近隣の日常生活を支える役割を担っていますが、商業施設の転出傾向が続いている地区もあります。
- ・住宅地における身近な拠点として、生活利便機能の維持を図ります。また、商業施設の動向に注視し、住民の意向を踏まえながら、必要に応じて地域地区の見直しなどを検討します。

#### エ 沿道型商業地

- ・国道 176 号の沿道では、車利用者を対象とした施設が多く立地しています。後背地の環境保全に配慮しながら、商業や自動車関連産業などの業務施設の土地利用を誘導するとともに、沿道の利便性の向上を図ります。また、沿道建築物の不燃・堅牢化による道路空間と一体となった防災帯の形成を図るとともに、歩行者空間の確保や緑化などによる景観形成を図ります。
- ・逆瀬川橋と小逆瀬橋を結ぶ市道 3636 号線の沿道では、商業施設の転出傾向が続いています。商業施設の動向に注視し、住民の意向を踏まえながら、必要に応じて地域地区の見直しなどを検討します。
- ・歴史・文化の拠点である中山寺や清荒神清澄寺と鉄道駅を結ぶ参道は門前町にふさわしい商業地です。風情ある沿道景観の形成と併せて、門前町にふさわしいにぎわいのある土地利用を誘導します。

### ③複合地

- ・住宅、福祉施設、レクリエーション施設、行政サービス施設、商業施設、工場などの多様な用途が混在する複合地は、工場の転出に伴う住宅用地への転用の傾向が続いています。
- ・多様な用途がそれぞれの特徴を生かしながら調和した良好な市街地環境の形成を図ります。
- ・市役所周辺においては、公共公益機能や健康・スポーツ施設機能が集積し、市民の暮らしをサポートする役割を担っています。公共施設の維持・充実と武庫川を生かした景観形成を図るとともに、武庫川や市役所前ひろばなどの公共空間の柔軟な利活用のための取組を推進します。

#### ④配慮する事項

##### ア 住工混在

- ・比較的規模の大きい製造業などが集積している武庫川下流兩岸を「住工混在ゾーン」として位置づけ、研究開発などの都市型産業への転換や新産業の育成・誘致、事業所の緑化などに努めます。また、道路、公園などの都市基盤施設の整備や住宅地の環境整備なども誘導し、産業とその他の用途が共生した複合的土地利用の誘導を図ります。
- ・県の産業施策や事業者との連携を強化し、宝塚市産業振興基本条例に基づく立地促進などにより、既存事業所の流出防止を図ります。
- ・準工業地域、工業地域においては、特別用途地区などの活用により、工業の利便と住環境の調和を図ります。住宅用地への転換については、周辺の操業環境の保全と新たな住工混在問題の防止を図るため、住宅地開発において防音対策や緑地・緑化の確保などに配慮を求めるなど、周辺環境との調和を図ります。

##### イ 市街化区域内農地

- ・市街化区域内農地は、都市の貴重なオープンスペースであり、災害時の避難場所など防災面においても重要な役割を果たしていますが、減少傾向が続いています。
- ・生産緑地地区・特定生産緑地の指定制度や市街化区域内農地の多面的活用の促進などを通じて、農と住が調和した市街地の形成を誘導します。
- ・伝統ある花き・植木産業をはじめとした多くの農地が集積する山本・中筋周辺においては、「農住ゾーン」として位置づけ、花き・植木産業の振興とともに、多くの農地が集積する地域の特性を生かした活用を促進します。

##### ウ 歴史景観

- ・歴史・文化の拠点である旧小浜宿周辺、清荒神清澄寺から清荒神駅、中山寺から中山観音駅を「歴史景観ゾーン」として位置付け、建築物などの整備・更新に併せたまちなみ景観の形成を誘導します。
- ・地域の実情も踏まえて、歴史を生かしたまちづくりのあり方について住民とともに検討していきます。

##### エ 大規模な土地利用転換

- ・学校などの公共用地からの大規模な土地利用転換については、周辺の住環境との調和を図るため、地域地区の見直しや地区計画の導入を検討します。
- ・工場の撤退などに伴う工業地からの大規模な土地利用転換の動向に対しては、県の産業政策と緊密に連携しながら、企業立地の促進に努めます。
- ・大規模集客施設への転換については、周辺環境との調和を図り適切な立地を誘導するため、兵庫県広域土地利用プログラムによる適切な規模での立地の規制や誘導のほか、地域地区の見直しや地区計画の導入を検討します。

##### オ 災害の危険性のある区域

- ・山麓部の市街地縁辺部では、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域が指定され、平野部では、武庫川を中心に洪水浸水想定区域が指定されています。総合的な防災・減災対策を進めるとともに、土砂災害特別警戒区域などの特に危険性の高い地域については、立地適正化計画の居住誘導区域から除外するなど、より危険性の少ない地域へ誘導します。

## (2) 市街地周辺緑地

- ・ゆとりとうるおいのある都市景観を形成する市街地周辺緑地の緑の空間は、生物多様性の保全など地球環境問題の視点や土砂災害の発生を抑制するなどの防災の視点からも重要な財産です。
- ・六甲山地においては、近郊緑地保全区域、国立公園、特別緑地保全地区、防砂の施設の指定や決定が行われています。また、長尾山地においては、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、都市計画公園・緑地の指定や決定が行われています。
- ・今後も地域の特性を踏まえた諸制度を活用し、緑の保全に努めるとともに、防災、景観、レクリエーションなどの多様な緑の活用を推進します。

## (3) 北部地域

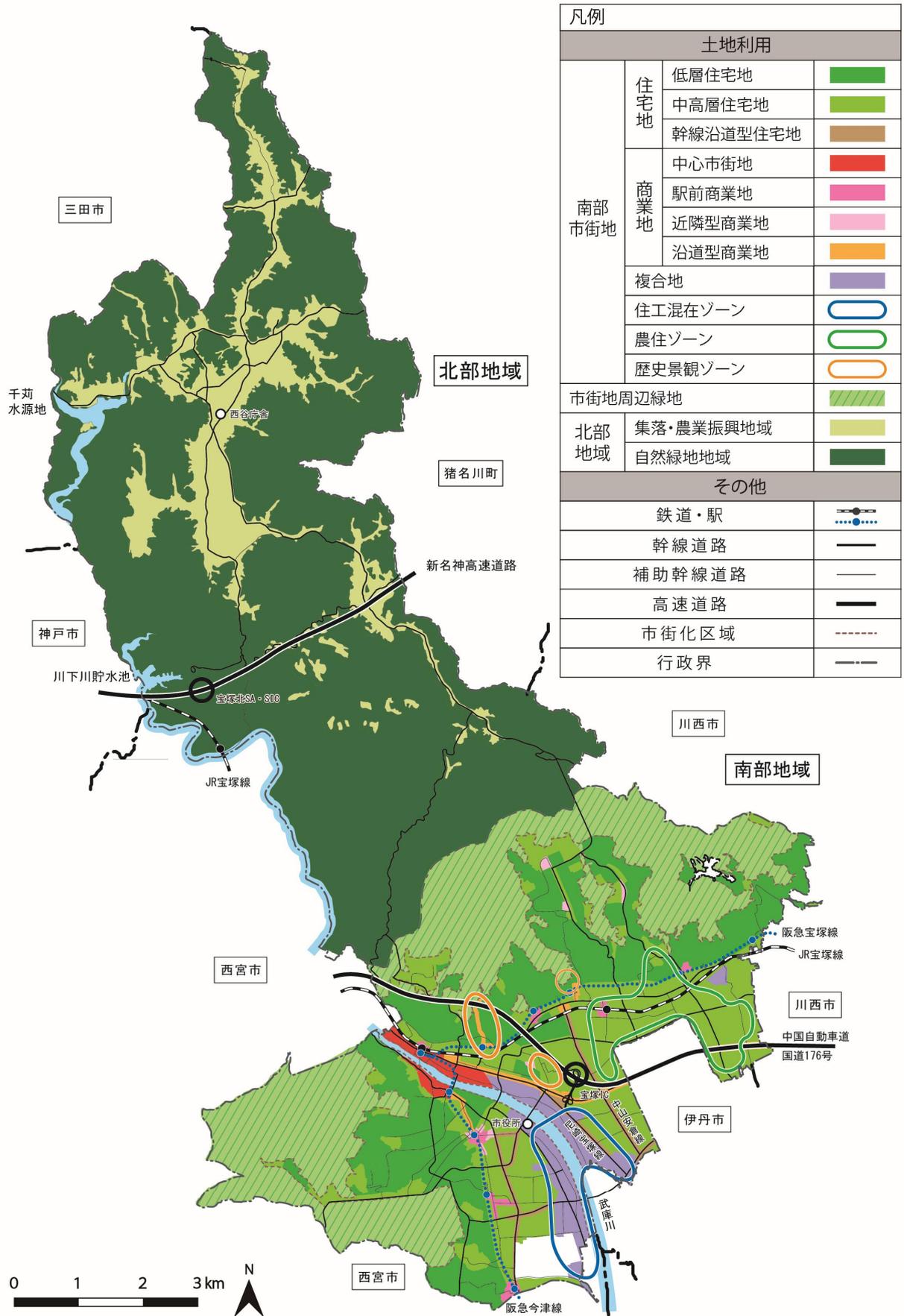
### ① 集落・農業振興地域

- ・山々に囲まれた盆地に広がる集落・農業振興地域では、河川と農業地で構成される自然豊かな地域で、食糧供給の役割を担っています。
- ・宝塚市農業振興計画に基づき農地の保全、交流型の農業振興を図るとともに、豊かな田園環境の保全を推進します。
- ・住民主体のエリアマネジメントの促進などにより、生活利便施設などの整備を誘導し、集落地域の生活環境の向上を図ります。
- ・たからづか北部地域土地利用計画に基づく土地利用規制の弾力的運用や地区土地利用計画の活用などにより、地域活性化に向けたまちづくりを推進します。
- ・北部地域の中央部に位置する大原野周辺地区においては、西谷庁舎のほか、地域コミュニティ複合施設「西谷ふれあい夢プラザ」や農業振興施設「夢市場」、認定こども園、診療所、郵便局、駐在所などが集積しています。今後も日常の生活利便施設や行政サービス機能の集積を図るとともに、南部地域や近隣都市との交流の拠点としての活用を図ります。

### ② 自然緑地地域

- ・自然緑地地域は、豊かな緑地であるとともに、JR 廃線敷や桜の園などのハイキングコースやゴルフ場などのレクリエーション機能も有しています。また、大峰山周辺部をはじめとした南部地域の周辺から西宮市－神戸市及び川西市－猪名川町の市境界部に続く山間部は近郊緑地保全区域に指定されています。
- ・特別緑地保全地区など自然環境の保全に必要な諸制度を活用することなどにより、生物多様性の維持に努めるとともに、地域資源を活用したレクリエーション機能の維持・充実に努めます。
- ・乱開発の防止などを目的として県が計画的に取得管理を行っている県有環境林については、たからづか北部地域土地利用計画を踏まえ、利活用などの検討や地元団体などによる魅力づくりの取組を支援します。

# ■土地利用方針図



## 2. 市街地整備の方針

### <基本方針>

- (1) 既成市街地と新市街地の特性に配慮
- (2) 市街化区域の拡大を抑制し、現在の市街地規模を維持
- (3) 既成市街地では、既存ストックの維持・更新と多様な主体の活動促進
- (4) 新市街地では、民間開発を適切に誘導

### <個別方針>

#### ○基本方針と個別方針の関連

基本方針	個別方針 (●：関連)	
	(1) 既成市街地	(2) 新市街地
(1) 既成市街地と新市街地の特性に配慮	●	●
(2) 市街化区域の拡大を抑制し、現在の市街地規模を維持	●	●
(3) 既成市街地では、既存ストックの維持・更新と多様な主体の活動促進	●	
(4) 新市街地では、民間開発を適切に誘導		●

#### (1) 既成市街地

- ・本市では、過去の急激な人口流入により住宅地などが拡大する中、道路、公園、上下水道などの都市基盤施設の整備を進め、現在の市街地を形成してきましたが、都市基盤施設の整備が十分でない地区や農地との調和が求められる地区もあります。
- ・これらの既成市街地においては、既存の都市基盤施設の維持・更新を基本として市街地の整備を図ります。また、地域の特性に応じて、エリアマネジメントを推進するため多様な主体によるまちづくり活動の促進を図ります。
- ・道路・公園などの都市基盤施設が十分でない地区においては、開発や建替などに併せて都市基盤施設の計画的な配置と整備を推進し、一体的な整備の必要な地区においては、住民の意向を踏まえながら、土地区画整理事業などの面的整備事業の誘導を図ります。
- ・市街化区域内農地が集積する長尾地区や安倉北地区では、生産緑地地区・特定生産緑地の指定制度などにより市街化区域内農地の保全・活用を図るとともに、宅地化される場合は、農と住が調和した適切な宅地化を誘導します。

#### (2) 新市街地

- ・昭和61年（1986年）以降、計画的・段階的に大規模な住宅地開発が進められた山手台地区では、社会経済状況の変化による開発計画の見直しも行われながら、現在も住宅地開発が進められています。
- ・市街地形成に向けた開発などが進行している新市街地においては、開発残存緑地の保全、道路や公園の造成法面の緑化に努めるとともに、都市基盤施設の適切な配置、将来を見据えたライフスタイルへの対応など良質な住宅建設を誘導します。

### 3. 都市施設整備等の方針

#### <基本方針>

- (1) 既存ストックの維持・更新を基本とした整備
- (2) 施設ごとの各種マネジメント計画などに基づく、体系的・計画的な整備
- (3) 都市基盤施設等の更新などを通じた、地域の市街地環境や魅力の向上
- (4) 誰もが移動し、活動できる環境の形成
- (5) 地域特性や住民意向などを踏まえた対応
- (6) 環境や安全・安心に配慮した都市施設整備の推進

#### <個別方針>

##### ○基本方針と個別方針の関連

基本方針	個別方針（●：関連）				
	(1) 道路・交通	(2) 公園・緑地	(3) 河川・ ため池	(4) 上下水道 など	(5) その他の 都市施設など
(1) 既存ストックの維持・更新を基本とした整備	●	●	●	●	●
(2) 施設ごとの各種マネジメント計画などに基づく、体系的・計画的な整備	●	●	●	●	●
(3) 都市基盤施設等の更新などを通じた、地域の市街地環境や魅力の向上	●	●	●	●	●
(4) 誰もが移動し、活動できる環境の形成	●	●	●		
(5) 地域特性や住民意向などを踏まえた対応	●	●	●		
(6) 環境や安全・安心に配慮した都市施設整備の推進	●	●	●	●	●

#### (1) 道路・交通

- ・本市では、近代に発達した鉄軌道と市街地の形成とともに整備された道路を基盤とし、比較的利便性の高い交通ネットワークが形成されています。
- ・誰もが安全・安心に移動できる交通ネットワークの形成のため、安全・快適に移動できる空間づくりやバリアフリー化、渋滞解消のための取組を推進します。また、交通結節点などの整備を推進するとともに、公共交通ネットワークの維持を図り、新たな移動手段の確保をめざします。

##### ①道路

- ・本市の道路網については、広域間の連携や都市の骨格をなす幹線道路と、街区を構成し産業や生活などの都市活動を支える補助幹線道路や生活道路から構成されています。都市計画道路では、未整備区間や渋滞が生じている箇所がみられますが、一定の整備が進められています。
- ・地域のニーズや土地利用の特性、市街地整備などとの整合を図りながら整備を推進します。
- ・橋梁などの道路構造物については、長寿命化修繕計画に基づいて、適切な維持管理に努めます。
- ・快適な道路空間を維持するとともに、道路やまちへの愛着を高めるため、道路アドプト協定など市民団体による管理や運営を促進します。

##### ア 幹線道路

- ・広域連携を促進するため、中国自動車道や新名神高速道路の維持・充実に努めます。

- ・まちの骨格を構成する道路として、都市間や近隣地域間の連携、南部地域と北部地域との連携、高速道路へのアクセスの向上を図ります。
- ・南部地域においては、宝塚市道路網基本構想と整合を図り、優先順位をつけて計画的な整備を図ります。

#### イ 補助幹線道路・生活道路

- ・補助幹線道路については、幹線道路と生活道路をつなぐことや、住宅地における重要度が高い道路として、平野部と山麓部との連携、まちの基盤としての性質、拠点間の連携、鉄道駅へのアクセスなどについて、優先順位をつけた計画的な整備を図ります。
- ・生活道路については、宝塚市生活道路整備条例による整備・拡充を推進します。

### ②歩行者・自転車通行空間

- ・道路は車のためだけでなく、歩行者や自転車が安全・快適に通行できる空間としても重要な機能を持っています。地域特性などを踏まえた歩行者・自転車通行空間の整備を進めます。
- ・歴史街道や水辺沿いの遊歩道、緑道、花のみちなどの歩行者通行空間について、にぎわいの創出など地域の活性化に資する道路の利用についても検討します。
- ・宝塚市自転車ネットワーク計画と整合を図り、安全で快適な自転車通行空間の整備を推進します。

### ③鉄道・バス施設

- ・本市では、鉄道駅を交通結節点とした鉄道・バスによる公共交通ネットワークが形成されていますが、近年、バス路線の廃止や運行本数が減少する傾向が続いています。
- ・鉄道駅を中心とした交通結節機能の強化を図るとともに、市民の活動の機会を確保するため、鉄道・バスの維持と利用促進を図り、新たな移動手段の確保をめざします。

#### ア 鉄道施設

- ・駅へのアクセス道路や駅前ロータリー、自動車・自転車駐車場などの整備、駅舎及び移動経路のバリアフリー化、乗り換え利便性の向上などの交通結節機能の強化を、各鉄道駅の特性に応じて交通事業者とともに取り組みます。

#### イ バス施設

- ・市民の移動手段の確保のため、交通事業者との協議・調整のほか、住民主体の地域交通などの活動を支援します。
- ・すべての人にやさしいバス交通をめざし、停留所の待合環境の向上やノンステップバスの導入によるバリアフリー化などを交通事業者とともに取り組みます。

### ④駅前広場

- ・駅前広場は、鉄道、バス、自動車交通の結節点としての機能を有するとともに、滞留空間やまちの顔として、利用者や市民の暮らしを支える空間です。
- ・地域の特性に応じた交通結節機能の整備と拠点にふさわしい空間形成に努めます。

### ⑤駐車場

- ・主要な鉄道駅周辺では、自動車や自転車の駐車場の整備を進めていますが、送迎車の混雑や不法駐輪などの問題もみられます。

- ・各鉄道駅周辺などにおいて、自動車や自転車の駐車対策を検討するとともに、交通混雑を防止するための規制の導入や自動車・自転車駐車場の附置、放置自転車の解消に向けた取組を進めます。

## (2) 公園・緑地

- ・本市では、都市施設としての公園・緑地も一定整備が進み、快適で豊かな都市環境を形成していますが、時代の変化に応じて新たなニーズが生じています。

### ①都市公園

- ・宝塚市みどりの基本計画に基づき、必要な公園や緑地の整備を推進するとともに、住民ニーズや地域環境の変化などを踏まえながら、公園施設の計画的な更新や既存ストックの有効活用による機能向上を推進します。
- ・公園の配置や地域のニーズに応じた公園の再編・再整備を推進する（仮称）パークマネジメントプランを作成し、適切に都市公園の整備を推進します。

### ②都市緑地

- ・市街地周辺の自然緑地や河川兩岸の河川敷緑地などの保全のため、特別緑地保全地区などの制度の活用を検討します。また、自然と交流できる場として、レクリエーション機能の整備を推進します
- ・北部地域においては、これまで育まれてきた自然環境を生かし、自然緑地の保全に努めます。

### ③生産緑地

- ・地場産業である花き・植木産業などに資する市街化区域内農地のうち、長期にわたり良好な都市環境を創出するものを生産緑地地区・特定生産緑地として指定し、保全に努めています。
- ・これらの指定制度などにより、市街化区域内農地の保全に努めるとともに、多面的な機能を発揮できるよう、緑地空間の新しい魅力の向上を図ります。

## (3) 河川・ため池

- ・河川やため池は、農業用施設であるとともに、多様な生物の生息、親水やレクリエーションに加え、防災機能などの多面的な機能を有しています。

### ①河川

- ・武庫川は、治水・利水機能を確保するとともに、水辺と一体となった緑地、レクリエーション空間などとして整備します。
- ・武庫川と猪名川に六甲・長尾山地から流下する多数の支流河川については、利水のため水質を保全し、環境に配慮した緑地、親水空間として整備を推進します。

### ②ため池

- ・ため池は、適切な維持管理が求められており、その保全や維持管理に努めます。また、公園・緑地として整備を行う際には、自然と共生できる水辺などの親水性のある空間を確保します。

## (4) 上下水道など

- ・市民の暮らしに必要な不可欠な上下水道は、施設の老朽化などの課題がある中、計画的な整備をすす

めてきました。

### ①上水道

- ・宝塚市水道ビジョン 2025 及び宝塚市水道事業経営戦略に基づいて、安定した上水の供給に努めるとともに、災害に強い上水施設への更新を計画的に推進します。

### ②下水道

- ・南部市街地においては、下水道事業認可区域内の公共下水道の整備を推進し、水洗化率 100%の早期実現をめざします。
- ・既存の下水道管路施設量は膨大であり、今後、老朽化が急速に進展することから、施設全体を適切に管理する下水道ストックマネジメント計画を策定します。この計画を基に、施設全体を一体的に捉え、計画的な点検・調査及び改築、修繕を行い、持続的な下水道機能の確保に努めます。
- ・近年の異常気象や局地的豪雨において、下水道の計画規模を上回る降雨による内水被害が発生しており、この対策についてハード、ソフト両面から対策を講じる必要があることから、雨水ポンプ場の更新、浸水シミュレーションの解析、雨水貯留施設設置助成制度の活用などに取り組みます。

### ③その他

- ・北部地域の汚水処理は、合併処理浄化槽の整備を支援します。

## (5) その他の都市施設など

- ・市民の暮らしに必要な不可欠な施設として、ごみ処理施設をはじめとする都市施設などが整備され、時代にあわせた再整備などが順次進められています。

### ①ごみ処理施設など

- ・ごみ処理については、今後ごみの減量化・資源化を図るとともに、施設の適正な維持管理、保全に努めます。また、現位置において、新ごみ処理施設など（エネルギー回収推進施設、マテリアルリサイクル推進施設、し尿処理施設、その他附属施設）の整備を進めます。
- ・緑のリサイクルセンターについては、市内で発生した葉刈ごみを年間約 8 千 t チップ化し、市民へ無料配布するなど 100%リサイクルをしており、今後も適切な維持管理に努めます。

### ②火葬場・墓園

- ・市営霊園（西山霊園、長尾山霊園、宝塚すみれ墓苑）、火葬場については、将来的にもその機能を維持していくため、必要な整備に努めます。

### ③砂防施設

- ・市街地周辺の六甲、長尾山地の自然緑地については、緑地が持つ防災機能を生かした緑地帯（グリーンベルト）として、市街地の拡大を防止するとともに、特別緑地保全地区などの諸制度の活用を検討します。六甲山地については、その地形、地質などの特色から、過去の大規模災害を踏まえ、砂防堰堤、流路とあわせ、当地域の緑そのものを防砂の施設として位置付けるなどの防災機能拡充の取組を、引き続き進めます。

## 4. 都市防災の方針

### <基本方針>

- (1) 地域防災計画に基づく、体系的・計画的な対応
- (2) 災害に強い都市構造の形成
- (3) 防災・減災に向けての市民と行政との協力体制の構築

### <個別方針>

○基本方針と個別方針の関連

基本方針	個別方針（●：関連）			
	(1) 災害に強い 都市構造の形成	(2) 安全な市街地の 形成	(3) 安全な都市施設 などの整備	(4) 協働による防 災・減災の取組
(1) 地域防災計画に基づく、体系的・計画的な対応	●	●	●	●
(2) 災害に強い都市構造の形成	●	●	●	
(3) 防災・減災に向けての市民と行政との協力体制の構築				●

#### (1) 災害に強い都市構造の形成

##### ①都市防災拠点の整備

- ・本庁舎、消防署などの災害時の活動拠点は、防災拠点機能の整備・更新を行います。
- ・防災対策本部を設置する本庁舎については、大規模災害を想定した新庁舎を整備します。

##### ②避難地・避難所の計画的な整備

- ・災害の種類、被害想定の違いを踏まえ、有効な避難地・避難所を計画的に配置し、整備していきます。

##### ③緊急輸送路の整備・充実

- ・緊急時の輸送路として都市計画道路などの整備を推進するとともに、沿道建築物の耐震化を促進します。

#### (2) 安全な市街地の形成

##### ①建築物など

- ・風水害や地震による建物倒壊、あるいは市街地火災に備え、建築物などの防火・耐震化、老朽化した設備の機能更新、防災設備の点検・更新などを促進します。
- ・鉄道駅や大規模商業施設などの不特定多数が利用する施設では、災害時に観光・ビジネスなどの来訪者や帰宅困難者に対応するための空間・設備の整備を誘導します。
- ・敷地内の空地確保や緑化などの誘導により建て詰まりを抑制します。また、道路境界においては、生け垣を推奨するなど、道路通行者の安全確保を図ります。

## ②避難路・避難空間

- ・防災機能を兼ね備えた都市空間と避難時の歩行者動線として都市計画道路などの幹線道路の整備を推進します。
- ・建築物の建替に併せたセットバックの誘導や空地を活用した部分的な拡幅などにより、生活道路の改善を図り、避難路・避難空間の確保を推進します。

## ③市街地内のオープンスペース

- ・緑地の保全、植樹などによる緑の回復、公園・緑地や緑道の整備などにより、土砂災害の防止や被害軽減を図ります。
- ・透水性舗装や雨水貯留の普及などにより、市街地における保水能力の向上を推進します。

## (3) 安全な都市施設などの整備

### ①交通施設

- ・道路、鉄道については、個々の施設・設備の整備・更新に併せた耐震化や機能の多重化を推進します。
- ・緊急輸送路など重要性の高い路線については、沿道街区の防災性向上と併せて、災害時の機能確保を図ります。
- ・鉄道駅周辺については、災害時においても交通結節機能が確保できるよう駅及び駅周辺の施設の整備・充実を図ります。

### ②公園・緑地

- ・延焼防止や避難地としての機能を確保する観点から公園・緑地の確保を図ります。
- ・避難地や防災拠点として位置づけられている公園・緑地については、必要な施設・設備の整備、耐震性確保を図ります。

### ③河川・水路

- ・大雨による洪水、土砂災害などの大規模災害を防止するため、河川・下水対策、流域対策、減災対策で構成する総合的な治水対策に各管理主体とともに取り組みます。

### ④公衆衛生関連施設

- ・公衆衛生を保持するため、下水道や廃棄物処理などの公衆衛生に寄与する施設の耐震性の向上を図ることなどにより、災害時においても機能が確保できるよう整備を図ります。
- ・災害による廃棄物の大量発生に備え、災害廃棄物対策や広域連携による相互支援などの事前対策を推進します。

### ⑤消防水利施設

- ・円滑な消火活動を推進するため、一定規模以上の開発事業については、消火栓、防火水槽の設置を促進します。また、消火栓、防火水槽などの消防水利の既存施設については、機能の維持・保全を推進します。

#### (4) 協働による防災・減災の取組

- ・市民の防災対策に役立つよう、水害や土砂災害などの危険箇所の災害危険性に関する情報提供を図ります。
- ・安心メールや災害時優先携帯電話（スマートフォン）、インターネット、エフエム宝塚、SNS、防災行政無線などの様々な手段で災害情報を伝達します。
- ・自治会、まちづくり協議会などの地域コミュニティによる共助の取組を促進し、自主防災組織、まちづくり協議会、ひょうご防災リーダーなどの地域住民による自主的な防災活動を促進するとともに、地区防災計画の策定促進、出前講座や防災アドバイザーの派遣などを推進します。
- ・自治会、まちづくり協議会などの地域コミュニティとの災害時要援護者支援制度に基づいて、高齢者や障碍のある人、妊婦、子ども、傷病者などへの支援体制の充実を推進します。

## 5. 都市景観形成の方針

### <基本方針>

- (1) 山並み・河川を骨格要素としたゆとりとうるおいのある景観形成
- (2) 良好な住宅地景観や歴史・文化的景観の保全・育成による市街地の景観形成
- (3) 北部地域の自然・田園景観と調和した集落景観の形成
- (4) 景観を視点に地域のまちづくりに取り組む景観まちづくりの推進
- (5) 景観計画による都市景観形成の推進

### <個別方針>

○基本方針と個別方針の関連

基本方針	個別方針（●：関連）			
	(1) 骨格要素の 景観形成	(2) 市街地の 景観形成	(3) 北部地域の 景観形成	(4) その他
(1) 山並み・河川を骨格要素としたゆとりとうるおいのある景観形成	●	●	●	
(2) 良好な住宅地景観や歴史・文化的景観の保全・育成による市街地の景観形成		●		●
(3) 北部地域の自然・田園景観と調和した集落景観の形成			●	
(4) 景観を視点に地域のまちづくりに取り組む景観まちづくりの推進		●	●	
(5) 景観計画による都市景観形成の推進	●	●	●	●

#### (1) 骨格要素の景観形成

- ・本市の景観構造は、南部市街地、市街地周辺緑地、北部地域からなる都市の構成に即したものとなっています。北部地域の豊かな自然を背景として市街地を取り巻く六甲・長尾山地の山並み景観と、武庫川・猪名川水系の河川景観を骨格として多様な景観資源のある市街地景観が形成されています。
- ・六甲・長尾山地の山並みや北部地域の山地、武庫川・猪名川水系や北部地域の河川を保全するとともに、その周囲の空間との調和を図ります。

#### (2) 市街地の景観形成

- ・住民の意向を踏まえながら、うるおいと快適さを感じるまちなみ景観の形成に取り組めます。また、住民主体のまちづくりへの支援を通じて景観計画特定地区に指定するなどにより、地域の特性に応じた景観形成を推進します。
- ・一定規模以上の計画について周辺と調和した景観の誘導を図ります。また、特定大規模の計画については、有識者会議に諮り、良好な景観形成を誘導します。
- ・河川沿いの緑地の維持・保全などにより、美しい自然のある河川空間の整備に努めます。また、水辺空間から周囲への眺望を確保し、一体的な広がりのある景観形成に努めます。
- ・公共建築物の敷地や道路・河川空間の活用などにより、ふれあいや交流が生まれるゆとりのある景観を創出します。また、敷地内の緑化や街路樹などの育成、景観重要樹木の指定などにより、緑豊かなうるおいのあるまちなみ景観を育みます。

### ①拠点・核

- ・将来都市構造で定める各拠点において、公共空間の更新などに併せた景観整備を図るとともに、地域の特性に応じた景観形成を誘導します。特に都市拠点については、公共空間の活用を含め、本市のイメージを代表するにぎわいや活力の感じられる質の高い景観の形成を推進します。
- ・地域のランドマークとなる施設やその周辺において、公共空間の景観整備を推進するとともに、宝塚らしさを感じる景観形成を誘導します。
- ・歴史的価値のある文化的資源となる施設のうち、景観形成上、重要であると認められるものについては、景観重要建造物の指定などに努めます。また、これらの施設については、その周辺の公共空間なども含めた景観整備を推進します。

### ②鉄道・幹線道路

- ・鉄道沿いの美しいまちなみづくりや旧街道の景観づくり、幹線道路沿道のまちなみづくりについて、地域の実情も踏まえ、あり方も含めて検討します。

### ③特徴あるゾーン

#### ア 住工混在ゾーン

- ・工場敷地内においては、建築壁面などの緑化の促進や外構の修景を事業者と協力して進め、住工が調和した景観をめざします。

#### イ 農住ゾーン

- ・市街化区域内農地の保全に努め、ゆとりと潤いのある緑豊かな景観をめざします。

#### ウ 歴史景観ゾーン

- ・歴史を生かした景観の継承・形成のため、地域ごとの景観の特徴を明確にし、それに基づいた個性的な景観をめざします。

### (3) 北部地域の景観形成

- ・山並みに囲まれた田園・集落の景観を保全・育成し、自然景観との調和を図ります。
- ・宝塚北 SA・SIC や武田尾駅周辺においては、自然景観との調和に配慮するとともに、他地域から訪れる人々を迎える玄関口としてふさわしい景観形成を促進します。

### (4) その他

- ・屋外広告物については、兵庫県屋外広告物条例に基づき、商業地、工業地、幹線道路沿道など掲出場所の特性に応じて、周辺との調和や統一性に配慮のある広告物景観となるよう、規制・誘導を図ります。
- ・ストリートファニチャーについては、相互の関係性や、周辺環境、歩道のデザイン（素材や色彩など）との調和を図ります。
- ・商業地などにおいて、周辺の住環境への影響に配慮するとともに、ヒューマンスケールで魅力的な夜の景観を創出します。ライティングについては、安全で快適な都市環境の創出やわかりやすい都市空間の実現をめざします。